

二〇二一年度政府予算と地方財政計画

其 田 茂 樹

はじめに

新型コロナウイルス感染症が、社会を大きく変えたことはいうまでもない。北海道内の発生件数は二〇二〇年一月六日には一万件を超えたかと思えばいわゆる第三波のあおりを受け、二月の声を聴くころにはさらに七千件の増加を見ている。

全国的な足元の感染状況はやや落ち着きつつあるものの、緊急事態宣言が地域的に発出されている状況には変わりなく、国内における変異株の感染例が報告されるなど依然として予断を許さない。「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指した安倍政権においても、二〇二〇年度補正予算に二五兆五六五億円の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費」、第二次補正予算に三一兆八一七億円の「新型コロナウイルス感染症対策関係経費」をそれぞれ計上して対応してきた（前者は二〇二〇年四月三日成立、後者は同六月一二日にそれぞれ成立）。

前者は、(1)感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発（二兆八〇九七億円）、(2)雇用の維持と事業の継続（二兆九四九〇五億円）、

(3)次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復（二兆八四八二億円）、(4)強靱な経済構造の構築（九一七二億円）、(5)新型コロナウイルス感染症予備費（一兆五〇〇億円）からなる。

(1)は、そのサイズなどに不評を買った全世界への布製マスクの配布（二二三三億円）も含まれるが、多くは、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金（一兆円）が占める。当該交付金は、感染症対策として疑問符が付くような事業に計上されている状況が報道されるなどする一方で、繰越や基金への積立の可否等に関して自治体の理解が進んでおらず、混乱を来している事例も見受けられるようである。

(2)は、国民に一〇万円配布する特別定額給付金（二二兆八八〇三億円）が主要な使途で、その他、雇用調整助成金の特例措置の拡大（六九〇億円）、中小規模事業者等の資金繰り対策（三兆八三二六億円）などが計上された。この特定定額給付金をめぐっては、一度閣議決定した予算を変更するという異例の措置が取られた。

(3)は、そのほとんどをGOTキャンペーン事業（一兆六七九四億円）が占める。この事業をめぐっては、運用が目まぐるしく変わり事業者にも

利用者にも大きな混乱が生じるとともに、「キャンペーンが感染を拡大させたエビデンスはない」としながら、会食を避け、人流を抑えることが他方で求められるなど、施策に一貫性を欠く印象を植え付けることになった。

(4)の中には、GIGAスクール構想の加速による学びの保障（二二九二億円）、公共投資の早期執行等のためのデジタルインフラの推進（一七八億円）が含まれる。(5)の予備費をめぐっては、政府の迅速な対応を可能にする反面、国会のチェックから遠ざけられたところに多額の予算を計上することへの批判も多い。

後者は、(1)雇用調整助成金の拡充等（四五一九億円）、(2)資金繰り対応の強化（一一兆六三九〇億円）、(3)家賃支援給付金の創設（二兆二四二億円）、(4)医療提供体制等の強化（二兆九八九二億円）、(5)その他の支援（四兆七二二七億円）、(6)新型コロナウイルス感染症対策予備費（一〇兆円）からなる。内訳等は割愛するが、前者よりもはるかに大きな予備費の存在が目立つ。なお、コロナ対策の地方創生臨時交付金は、(5)に位置づけられ二兆円計上されている。

報道等によれば、特別定額給付金の再度の交付

を求める声もあるが、本来は、誰がどの程度困っているかが把握できない場合に緊急的に実施する性格の措置であり、その間に、感染症対策に必要な措置によってどのような影響が出るのかを見極め、そこに財源を投入する体制を整える必要があった。再交付を求められるということは、現状の施策が効果的ではないという評価を浮き彫りにしたものと思われる。

1 「一五か月予算」を構成する要素

(1) 異例の予算編成過程

すでにみたように、コロナ禍にあつて異例の補正予算が計上されたこともあり、二〇二一年度の予算編成作業もその影響を受けていた。

例年六月には閣議決定されるいわゆる「骨太二〇二〇」は、二〇二〇年七月二一日ようやく閣議決定された。その内容は前年のものに比べるとほぼ半分にまとめられている。地方財政との関係では、新経済・財政再生計画に関する章は割愛され、それにもなつて、一般財源総額に関する記述も抜け落ちている。

これは、「現下の情勢下では政府として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、令和三年度概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとする」と歩調を合わせ、記載内容を絞り込み、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとしている。『経済財政運営と改革の基本方針二〇一九』（令和元年

六月二一日閣議決定）のうち、本基本方針に記載が無い項目についても、引き続き着実に実施する」との方針からである。

この結果、紙幅を割いて言及されたのが、「デジタルニュー Deal」と称する一連の施策であろう。ここに、「国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速」が盛り込まれ、今後の動向を注視する必要があると思われる。

概算要求に関しても、例年七月中に概算要求基準が閣議了解するところ、二〇二一年度に向けての概算要求については、二〇二〇年七月二一日に同日の閣議における財務大臣発言をまとめた「令和三年度予算の概算要求の具体的な方針について」が公表されている。これによると、「政令を改正し、要求期限を一か月遅らせて九月三〇日とする」とともに、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続をできる限り簡素なものとする方針が示された。

具体的には、要求額は基本的に前年度と同額とし、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については別途要望を行うことができることとしながら、歳出改革の取組を強化して予算の中心を大胆に重点化することも求めるなどしている。

このように予算編成過程が遅れ気味になつているため、二〇二一年度の政府予算や地方財政計画の閣議決定等についても遅れることが予想されることが、後に確認するように概ね通念と同様の経過を經ている。

(2) 総合経済対策と防災・減災と国土強靱化五年加速化対策

政府は、二〇二〇年一月八日に「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を閣議決定した。これは、日本経済に対して、「持ち直しの動きが続いている」ものの「経済の回復は未だ途上にある」との現状認識等に基づき、「国民の命と暮らしを守る、そのために雇用を維持し、経済を回復させ、新たな成長の突破口を切り開くべく」策定するとともに、実施のための第三次補正予算が編成されるものである。

「守りの視点」として、「医療提供体制の確保をはじめとする感染拡大防止に全力を挙げるとともに、内外の感染状況による経済への影響に対し、雇用と事業を支え、生活を守る」としつつ「攻めの視点」として、「行政デジタル化の遅れ、東京一極集中など感染症を契機に浮き彫りとなった課題に対処」、「グリーンやデジタルをはじめ成長分野に民間投資を呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、所得の継続的な拡大と成長力強化につながる施策に資源を集中投下」を持つという事業規模七三・六兆円、財政支出四〇兆円規模の対策である。

この経済対策の中で、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策」を取りまとめることが盛り込まれたが、これは、二〇一八年一月に閣議決定した「防災・減災、国土強靱化のための三年緊急対策」を受けて事実上延長・拡充を図つたものと思われる。その内容には、「防災・減災、

国土強靱化の取組をより効率的に進めるためには、近年急速に開発が進むデジタル技術の活用が不可欠である。二〇二〇年までのカーボンニュートラルの実現に資するとともに、災害リスクの高い都市の利用規制などのソフト対策とハード対策とが一体となった総合的な対応を行うものとし、省庁連携等を通じ、行政が効率的に実施することはもとより、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、官民が適切に連携、役割分担しながら取り組むこと」としている。

このようにして、二〇二〇年一月一日に閣議決定された加速化対策であるが、その事業規模は一五兆円程度とされ、激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策（七八対策、一二・三兆円）、予防保全型インフラメンテナンスへの転機に向けた老朽化対策（二二対策、二・七兆円）、国土強靱化に資する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進（二四対策、〇・二兆円）の計一二三対策が盛り込まれている。

(3) 二〇二〇年度第3次補正予算

第3次補正予算は、二〇二〇年一月一日に閣議決定された（図表1）。すでに触れたとおり、総合経済対策を実施するための予算措置が中心となるため、内容的にも総合経済対策に対応したものとなっており、主としてI新新型コロナウイルス感染症の拡大防止策（四兆三五八億円）、IIポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現（一一兆六七六億円）、III防災・減災、国土

強靱化の推進など安全・安心の確保（三兆一四一四億円）構成されている。総合経済対策における財政支出の構成はIに五・九兆円、IIに一八・四兆円、IIIに五・六兆円となっており、総合経済対策のかんりの部分が第3次補正予算に計上されていることが確認できる。

経済対策、補正予算いずれにおいてもIIのポストコロナに重点が置かれたものとなっており、例えばGOTOトラベル事業に一兆三十一億円、GOTOイート事業に五一五億円が計上されるなど

している。この点をめぐって、補正予算の編成が今回の緊急事態宣言より前に行われたこともあり、国会では、これらの事業費を撤回し、感染症対策と医療機関への支援に集中するべき等として予算の組み替えを求めた。

また、国会においては、防災・減災、国土強靱化に関しても、年度内に実施する必要のないものが含まれていることなどから、この削除を求める主張も展開されている。コロナ禍にあっても防災・減災への取組を着実に進めるべきであるという点

図表1 2020年度第3次補正予算の概要

令和2年度補正予算（第3号）の概要

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策	43,581億円
1. 医療提供体制の確保と医療機関等への支援	16,447億円
○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（病床や宿泊療養施設等の確保等）	(13,011億円)
○ 診療・検査医療機関をはじめとした医療機関等における感染拡大防止等の支援	(1,071億円)
○ 医療機関等の資金繰り支援（1,037億円）	○ 小児科等の医療機関等に対する診療報酬による支援（71億円）
2. 検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備	8,204億円
○ 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施	(5,736億円)
○ PCR検査・抗原検査の実施等	(672億円)
3. 知見に基づく感染防止対策の徹底	17,487億円
○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	(15,000億円)
○ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う感染症対策等事業	(959億円)
4. 感染症の収束に向けた国際協力	1,444億円
○ アフリカ、中東、アジア・大洋州地域への国際機関等を通じた支援	(792億円)
II. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現	116,766億円
1. デジタル改革・グリーン社会の実現	28,256億円
○ 地方団体のデジタル基盤改革支援	(1,788億円)
○ マイナンバーカードの普及促進	(1,336億円)
○ ポスト5G・Beyond 5G（6G）研究開発支援	(1,400億円)
○ カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発支援のための基金の創設	(20,000億円)
○ グリーン住宅ポイント制度の創設	(1,094億円)
2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上	23,959億円
○ 中堅・中小企業の経営転換支援（事業再構築補助金）	(11,485億円)
○ 大学ファンド	(5,000億円)
○ 持続化補助金等	(2,300億円)
○ 国内外のサプライチェーン強靱化支援	(2,225億円)
○ 地域公共交通の維持・活性化への重点的支援	(150億円)
3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現	64,551億円
○ 中小・小規模事業者等への資金繰り支援	(32,049億円)
○ 地方創生臨時交付金（再掲）	
○ Go Toトラベル	(10,311億円)
○ Go Toイート	(515億円)
○ 雇用調整助成金の特例措置	(5,430億円)
○ 緊急小口資金等の特例措置	(4,199億円)
○ 観光（インバウンド復活に向けた基盤整備）	(650億円)
○ 不妊治療に係る助成措置の拡充	(370億円)
○ 水田の畑作化・汎用化・大区画化等による高収益化の推進	(700億円)
○ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（生活困窮者支援・自殺対策等）	(140億円)
III. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	31,414億円
1. 防災・減災、国土強靱化の推進	20,936億円
○ 防災・減災、国土強靱化の推進（公共事業）	(16,532億円)
(注) 2. 「自然災害からの復旧・復興の加速」等に整理している事業も含め、防災・減災、国土強靱化関係予算全体で22,604億円を確保。	
2. 自然災害からの復旧・復興の加速	6,337億円
○ 災害復旧等事業費	(6,057億円)
○ 災害等廃棄物処理	(106億円)
3. 国民の安全・安心の確保	4,141億円
○ 自衛隊の安定的な運用態勢の確保	(3,017億円)
■ 補正予算の追加歳出計	191,761億円

(参考1) 令和2年度補正予算（第3号）においては、上記「経済対策」の実行に係る国費に加え、国際分担金等の追加財政需要（252億円）等を計上。

(参考2) 上記のほか、労働保険特別会計において9,320億円、エネルギー対策特別会計において169億円の歳出追加等を計上。

(出所) 財務省ウェブサイトより引用

は理解できるとしても、総合経済対策として計上すべき事業であるかについて精査が必要と思われるものも含まれていると思われる。

しかし、政府は第二次補正予算等で計上した予備費の存在やこの第三次補正予算において必要な予算は計上していることなどを根拠としてこれらを受け入れず、結局、二〇二一年一月二八日に成立を見たところである。

(4) 「二五か月予算」にみる予算編成の課題

あらためて、財政法の規定と今回の第三次補正予算を照らしてみよう。

財政法第二十九条において補正予算が編成できるのは、「法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足」を補い、「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要」となった経費の支出や債務の負担を行うために必要な予算の追加を行うほかは、「予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合」に限られている。

今回の総合経済対策を考える場合、補正予算を編成しなければ、予算が計上できるのは二〇二一年度予算となり、したがって予算が執行され事業が実施されるのも二〇二一年四月以降となる。そこで、補正予算によって財源を裏付け、少しでも早く実施することで現状の悪化を食い止め経済の回復を早めることに資する必要がある。ゆえに、「GOTO」事業の補正予算計上や防災・減災、国土強靱化に関する事業についての国会での議論は当然のものであると思われる。

さらに問題と思われるのは、どのような対策や計画が持ち上がりとも必ず計上される事業の存在である。図表1でみれば、Ⅲの3・国民の安全・安心の確保として、「自衛隊の安定的な運用体制の確保」に三〇一七億円計上されているが、これに類する事業費は毎年度「二五か月予算」として計上されているものである。防災や今回の感染症対策において自衛隊の活動も不可欠なものとなっており、そのために必要となるであろう経費を計上すること、「安定的な運用体制」が補正予算によって確保されていることには大きな乖離があるように思われるのである。

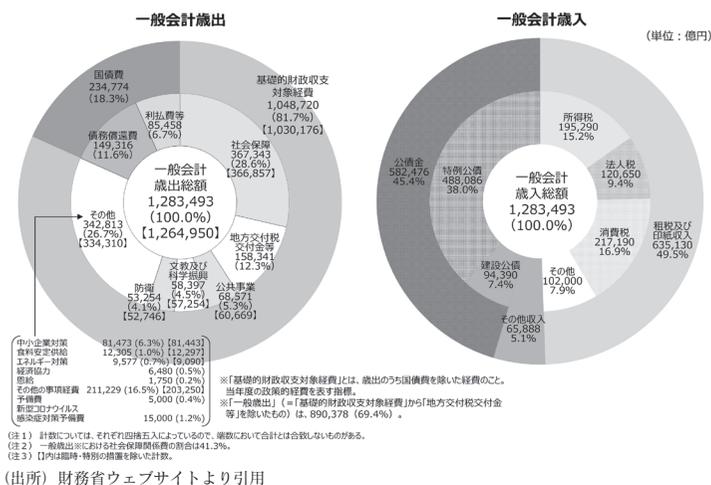
2 二〇二一年度政府予算

二〇二一年度予算は、二〇二〇年一月二二日に閣議決定され、二〇二〇年度第三次補正予算とともに二〇二一年一月一八日に国会に提出されて現在審議中である。ここでは、その政府案をもとに概要を把握しておく。

図表2-1のグラフをみると、総額が一〇六兆六〇九七億円の規模となり、二〇二〇年度の一〇二兆六五八〇億円を若干上回っているが、二〇二〇年度における補正予算の規模などからすると、大きな変化がないように見受けられる。

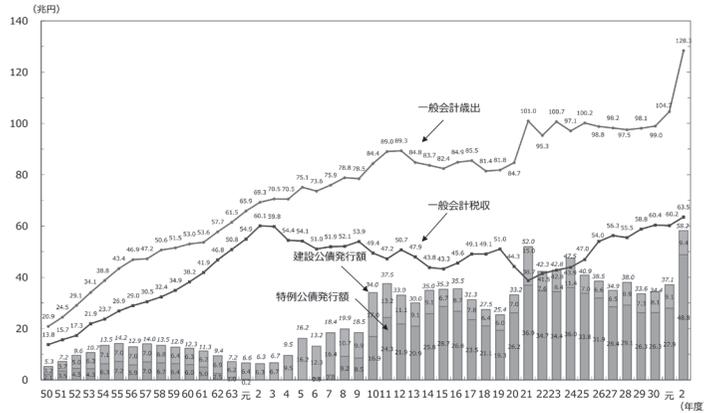
歳出面では、新型コロナ対策予備費が五兆円計上され、この歳出増により規模の差をほぼ説明できるのではないかと思われる。細かい点では、歳出のグラフの構成において、地方交付税交付金等

図表2-1 2021年度政府一般会計歳出・歳入の構成



の扱いが近年とは異なっている。すなわち、二〇二〇年度におけるグラフをみると、当該の費目は図表2-1でいう「一般会計」とともに「基礎的財政収支対象経費」として表示されていた。過去の年度の図にも図表2-1にあるような「一般会計」の説明等は掲載されているが、現時点ではこれに関して、制度の変更や特段の意図があったか等については確認できていない。

図表2-2 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



携帯電話料金の値下げ、不妊治療への保険適用などが含まれ、二〇二一年度予算は、これらを推進するための施策が盛り込まれることになる。

社会保障については、第三次補正予算にも不妊治療費用への助成が措置されている一方で、社会保障関係の経費の伸びを抑えるべく後期高齢者医療保険制度における自己負担の引き上げなどの措置も実施されることになる。

図表3に掲げた、教育・科学技術、公共事業、農林水産、外交・防衛の各項目に「デジタル」の文字が見受けられることからあらゆる分野におけるデジタル化の推進が強く意図されているように見受けられる。魅力ある地方創りの項目においても、テレワーク推進や観光DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等が掲げられ、後述するように地方財政計画においても「地域デジタル社会推進費」が計上されるなどデジタル化の積極的な支援が用意された予算となっている。

このほか、グリーン社会の実現にも注力し、野心的な二酸化炭素の排出削減に取り組む企業に対する成果運動型の低利融資制度の創設（今後三年間で一兆円の融資規模）やESG投資の呼び込み支援を実施。再エネ・省エネ等の研究開発・導入を支援する経費なども盛り込まれている。

予算等と同日に閣議決定された二〇二一年度の税制改正大綱においても、「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を

創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行う。」として、クラウド化等のデジタル環境の構築や脱炭素化効果の高い先進的な投資について、税額控除または特別償却ができる措置を創設する。

3 地方財政計画の概要

(1) 規模と一般財源総額、地方交付税など

いわゆる二〇二一年度の地方財政計画（令和三年度地方団体の歳入歳出総額の見込額）は、二〇二一年一月二十九日に閣議決定されている。二〇二〇年度の地方財政計画が二〇二〇年二月四日であり、二月初旬の閣議決定が多いことからすると、「骨太の方針」や概算要求などといった政府の予算編成の遅れを大きく受けることなく閣議決定にこぎつけている。

この節では、「令和三年度地方財政計画のポイント」や「令和三年度地方財政計画の概要」などを参照しながら通常収支分を中心とその概要を把握しておきたい。

地方財政計画の総額は八兆九〇九億円（前年度比九三三七億円、一・〇％の減）、地方一般歳出は七兆四〇四三億円（同四四三七億円、〇・六％の減）と若干の減額はあるものの、前年度並

みの水準を確保している。一般財源総額は、六三兆四三一八億円（同二八八六億円、〇・五％の減）と若干減少しているものの、水準超経費（不交付団体における基準財政収入額の基準財政需要額からの超過分を地方財政計画上の経費に計上してバランスさせている）を除く交付団体ベースでみると六一兆九九三億円（二四一四億円、〇・四％の増）と一般財源総額は二〇二〇年度以上に確保されていることになる。

地方交付税の総額については、一七兆四三八五億円（八五〇三億円、五・一％の増）と前年度より比較的增加し、それにもなつて臨時財政対策債についても五兆四七九六億円（二兆三三九九億円、七四・五％の増）の増加と大きく増加することとなった。

「令和三年度地方財政計画のポイント」には、（参考：概算要求時点）としてその時点における地方交付税額や臨時財政対策債の額が記載されている。それによれば、地方交付税は前年度よりも〇・四兆円減少し、臨時財政対策債は同じく三・七兆円増加することとなつていた。概算要求時点に比較して地方交付税をマイナスからプラスに転じさせ臨時財政対策債の伸びを大きく抑えるにあつては、様々な苦心があつたものと思われる。

具体的には、一般会計における加算措置として、既往法定分のほか覚書加算の前倒し、交付税特別会計借入金償還予定額の繰越し等のほか、経常的な補填措置となりつつある地方公共団体金融機構公庫債権金利変動準備金の活用などによつて実施

されている。

二〇二一年度までは、一般財源総額についていわゆる「実質同水準確保ルール」のもとにある。すなわち、「骨太の方針二〇一六」に掲げられた「新経済・財政計画」のもと二〇一九年度から二〇二一年度を「基盤強化期間」と位置づけ、その間において「地方の一般財源の総額について、二〇一八年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされていることによる。

この計画では、「中間時点（二〇二一年度）において評価を行い、二〇二五年度PB黒字化実現に向けてその後の歳出・歳入改革の取組に反映する」ともしていることから二〇二一年に出される「骨太の方針」において、どのような取組が実施される方針が描かれるかが注目される。

また、今回の地方財政計画によって実施されることになる償還の繰越し等については、後年度のいずれかのタイミングで実施することになり、例えば、経済が回復し国税収入が見込まれる年度の地方財政計画において、地方の一般財源や地方交付税等がその影響を受ける可能性が高いことには留意する必要があるだろう。

(2) 特色ある歳出項目

例年、「地方財政計画の概要」をみると後半部分において当該年度における特徴ある施策についての紹介がなされている。二〇二一年度に向けては、①地域デジタル社会推進費、②保健所の恒常的な人員体制強化、③緊急自然災害防止対策事業

費の大幅拡充・延長、④緊急防災・減災事業費の拡充・延長等、⑤防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等、⑥地方回帰支援の推進、⑦条件不利地域に対する地方財政措置の拡充、⑧地方団体の資金繰りへの対応、⑨地方団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設が掲げられている。

①は、二〇二一年及び二〇二二年の二年間において、各年度二〇〇〇億円（道府県分八〇〇億円、市町村分一二〇〇億円程度）措置されるものである。普通交付税算定時に新たな算定項目「地域デジタル社会推進費」臨時費目として創設し、人口を測定単位に高齢者人口、障害者手帳交付台帳登録人口といった地域住民を主な対象とする取組に係る指標や事業所数、一次産業事業所数、中小企業数といった地域企業を主な対象とする取組に係る仕様により補正するほか市町村分においては、条件不利地域を持つ団体に対して割増しを行う。

②は、感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化するために必要な地方財政措置を講ずるものである。保健師の数を二年間で約九〇〇名増員することにより現行の一・五倍の体制とするため、標準団体（人口一七〇万人、保健所数九か所）の措置人数を現行の二四名から二年間で三六人に増員する普通交付税措置を実施する。

③、④は、「防災・減災国土強靱化のための五年加速化対策」の期間に対応し、二〇二一年度から二〇二五年度までの五年間を対象とする事業である。具体的には③は流域治水対策に資する地

方単独事業を対象事業として拡充するなどし、④は、引き続き地方団体が防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるようにするとともに、避難所における新型コロナウイルス感染症対策などにも対策事業を拡充するものである。

⑤については、期間は③、④と同様の五年間であるが、「防災・減災、国土強靱化のための五年加速化対策」に位置づけられない「防災重点農業用ため池浚渫整備事業」を新設するなどし、これらに対して地方財政措置を講ずるものである。

⑥は、地域おこし協力隊の隊員数を八〇〇人とする目標に向け、二週間から三か月程度の地域おこし協力隊インターン制度の創設、地域プロジェクトマネージャーを創設して地域・行政・民間の橋渡しをしながら地域の重要プロジェクトを推進することができるとの確保に要する経費について、地方財政措置を講じたりなどするものである。

⑦は、旧簡易水道事業に対する地方財政措置を拡充し、過疎対策事業債のハード事業における「光ファイバ等整備特別分」を二〇二〇年度に引き続き措置するものである。

⑧は、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む中財政運営に支障が生じないように減収補填債の対象外である税目や使用料手数料について、二〇二〇年度に引き続き、投資的経費の範囲内で「特別減収対策債」の発行を可能とするなどの措置を講じるものである。

⑨は、地方団体金融機構との共同事業として実

施され、財政運営の質の向上を図るため団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する制度を創設するものである。

(3) その他と若干の小括

デジタル、国土強靱化、そして新型コロナウイルス感染症対策とバランスを取りながら地方財政措置の創設や拡充等が行われている印象を受ける。例年のように実施している地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用について、一方的な活用のみではなく、⑨のような共同事業の実施が盛り込まれたことは画期的であると思われる一方で、この措置の持続可能性については冷静で客観的な検討が必要であるようにも思われる。

また、①から⑨において取り上げられていないものの、二〇二〇年度に創設された会計年度任用職員制度について「平年度化に伴う影響への対応」として、平年度化によって生じる期末手当の支給月数の増によって生じる経費について一般行政経費(単独)、公営企業繰出金をそれぞれ六五・一億円、一三億円増額する措置が講じられている。

新型コロナウイルス感染症対策やその影響によって生じる相談業務なども含めて地方自治体の業務を支える存在として会計年度任用職員は不可欠である。会計年度任用職員をめぐって、総務省では二〇二〇年四月一日現在の調査(「地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査」)、会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査(「を」)を実施し、その結果をウェブサ

イトで公表している。

このうち、施行状況等に関する調査結果の概要によれば、「単に財政上の制約を理由として、短い勤務時間を設定している職は見られない」、「二・三・八%の団体が制度改正前よりも給料(報酬)水準が下がった職種があるとしているが、給与決定原則を踏まえ適正化した結果とするものが多い」などとするとりまとめ結果となっている。

これらの回答については、自治体によって総務省になされたものであると思われるが、各自治体における会計年度任用職員の待遇の自治上に即した回答がなされているか、また、制度の運用に関して回答と矛盾がないかなどについては不断に情報収集する必要があると思われる。

地方財政計画によって措置される財源は、多くが一般財源であることから個々の職員の待遇に反映させるためには、措置に沿った待遇が実施される必要がある、その措置と受けるべき処遇に乖離がある場合には、その乖離を明らかにし、その所要額が正確に総務省に伝わって正しい財政措置がなされ、その措置に沿った正しい運用が実施される必要がある。制度そのものにも課題があると思われるが、少なくとも、制度の趣旨に沿った運用が定着しなければ公共サービスの提供するための人材確保は困難になると思われる。

むすびにかえて

本稿で概観したように、二〇二一年度において

は、地方の一般財源総額、地方交付税等についてそれなりに確保されているといえよう。ただし、いうまでもなくこれは、全国的な水準においてであって、地域の実情によっては予算編成に苦心している自治体も存在すると思われる。それぞれの地域の現状について、決算統計を累年的に確認するなどの作業により客観的に把握するように心がけたい。

また、「デジタル」が強力に推し進められることについて、本稿では具体的に論じきれなかった。開会中の通常国会においても「デジタル社会形成基本法案」、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」、「デジタル庁設置法案」などが提出され審議されている。

行政の効率化や作業の省力化は歓迎すべきものであるが、そこから取り残される人が存在するであろうことを見越して、どのようなケアが考えられるかなども踏まえて拙速なデジタル化によるデメリットも検討される必要があると思われる。

△そのだ しげき・公益財団法人地方自治総合研究所研究員▽

本稿は二〇二一年二月一三日、オンラインで開催した道本部「自治体財政セミナー」の講演をまとめたものです。 文責・編集部